

同志社女子大学学術研修員に関する内規

2008年1月16日 制定

2016年2月10日 改正

第1条 産官学連携事業等の推進並びに本学教員の研究活動補助の目的のため、本学において学術研修を希望する者を、学術研修員（以下「研修員」という。）として受け入れることができる。

2 研修員の受け入れについては、この内規の定めるとおりとする。

第2条 研修を希望する者の身分は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学、その他教育機関の教職員の身分を有する者
- (2) 官公庁、学外団体における研究機関等などの職員の身分を有する者
- (3) 企業等の正社員の身分を有する者
- (4) 大学院（博士後期課程）修了者、大学院（博士後期課程）単位取得退学者、又は本学がこれに準ずると認める者

第3条 研修を希望する者は、以下の書類を学術情報部長（以下「部長」という。）に提出し、学長に願い出るものとする。

- (1) 学術研修員願出書
- (2) 履歴書・健康診断書
- (3) 研究業績書又は勤続証明書
- (4) 前条(1)、(2)、(3)の者については、所属機関等の責任者の推薦状とし、前条(4)の者については、本学専任教員の推薦状とする

2 研修期間は、3ヵ月、6ヵ月又は1ヵ年とし、さらに期間を継続する場合は、継続願出書を部長に提出し、学長に願い出なければならない。

第4条 学長は、前条の願い出があったときにはこれを評議会の議に付し、本学の研究と教育に支障がないと認めた場合に限り、指導教員を定めて研修を許可する。

第5条 研修員は、指導教員の指示のもとに、授業への出席、本学の研究施設及び設備等の使用をすることができる。

第6条 この内規の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の審議を経て学長が決定する。

第7条 事務は学術情報部学術研究支援課が行う。

附 則

- 1 この内規は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2004年11月12日に制定した同志社女子大学学術研究推進センター学術研修員に関する内規は、これを廃止する。